

利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議

1. 開会

○広域水管理官

定刻になりましたので、ただいまより、「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」を開会いたします。

皆様、本日は大変お忙しい中、出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は本日の進行を務めさせていただきます、関東地方整備局河川部広域水管理官の海津と申します。よろしくお願いいたします。

取材の皆様におかれましては、記者発表の際にお知らせしております通り、カメラ撮りは「議事次第2.挨拶」までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、取材・傍聴の皆様には、記者発表でお知らせしております注意事項に沿って、適切に取材及び傍聴され、議事の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

また、職員等による記録撮影を行っておりますので、ご了承ください。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。配布資料は、配布資料一覧の他、議事次第、構成員名簿、座席表、利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議規約、資料1、資料2、資料3、資料4、以上となります。

資料の不足等ございましたら、お近くのスタッフまでお声掛けください。

2. 挨拶

○広域水管理官

次に、議事次第2.挨拶に移らせていただきます。

関東地方整備局河川部河川調査官の内堀より挨拶させていただきます。内堀調査官、よろしくお願いいたします。

○河川調査官

ただいまご紹介いただきました河川調査官の内堀でございます。

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本来であれば、河川部長の矢崎がご挨拶するところでございますが、所用がございまして、申し訳ございませんが、私の方からご挨拶をさせていただきます。

今回の都県会議でございますが、これまでの有識者会議や都県会議において、いただきました様々なご意見を踏まえ作成しました「河川整備計画（変更案）」をお示しさせていただきますので、前回同様、皆様の忌憚のないご意見をお願いしたいと思っております。短い時間ではございますが、今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○広域水管理官

ありがとうございました。

取材されている皆様にお伝えいたします。誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

続きまして、本会議の構成員であります都県の皆様のご紹介をさせていただきます。本日は、皆様 web にて出席いただいております。名簿の順にご紹介させていただきます。

まず、茨城県土木部長 林利家様。本日は都合により欠席のため、土木部河川課技術総括 古内宏様の代理出席となります。

○茨城県土木部長代理

茨城県の古内です。よろしくお願いいたします。

○広域水管理官

よろしくお願いいたします。

栃木県県土整備部長 谷英夫様。本日は都合により欠席のため、県土整備部河川課長 細井俊一様の代理出席となります。

○栃木県県土整備部長代理

栃木県の細井です。よろしくお願いいたします。

○広域水管理官

よろしくお願いいたします。

群馬県県土整備部長 宮前勝美様。本日は都合により欠席のため、県土整備部技監 後藤剛様の代理出席となります。

○群馬県県土整備部長代理

群馬県でございます。本日、部長の代理で後藤が出席予定ですが、前の会議が押しておりまして、遅れての参加になります。

よろしくお願いいたします。

○広域水管理官

よろしくお願いいたします。

埼玉県県土整備部長 吉澤隆様。本日は都合により欠席のため、県土整備部副課長 大原学武様の代理出席となります。

○埼玉県県土整備部長代理

埼玉県の大原です。よろしくお願いいたします。

○広域水管理官

よろしくお願いいたします。

千葉県県土整備部長 四童子隆様。本日は都合により欠席のため、県土整備部次長 角田秀樹様の代理出席となります。

○千葉県県土整備部長代理

千葉県の角田でございます。よろしくお願いいたします。

○広域水管理官

よろしくお願いいたします。

東京都建設局長 花井徹夫様、本日は都合により欠席のため、建設局河川部計画課長 渡辺修様の代理出席となります。

○東京都建設局長代理

渡辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○広域水管理官

よろしくお願いいたします。

3. 議事

○広域水管理官

それでは、議事に移ります。お手元にお配りしております議事次第に沿って議事を進めてまいります。「議事次第 3. 議事」に沿って、一通り説明をさせていただきます。

○河川計画課長

資料の説明をさせていただきます。

河川計画課長の石田と申します。着座にて失礼いたします。右上に資料 1 とあります『「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」についていただいた意見に対する関東地方整備局の考え方』をご覧ください。

まず、表紙に括弧書きがございまして、本資料の位置付けについて記載をしております。内容といたしましては、学識経験を有するもの、関係都県からいただいた意見に対する関東地方整備局の考え方をお示ししております、できるだけ分かりやすく説明する観点から、いただいたご意見については、その論点を体系的に概要として整理した上で、その意見の概要に対する関東地方整備局の考え方を示しております。

いただいた意見の概要数については、学識経験を有する者からいただいたご意見が 20 件、関係都県の皆様からいただいたご意見が 7 件、今回募集いたしましたパブリックコメントにおけるご意見は 0 件となっております。

その内容についてご説明をさせていただきます。

次のページ、資料の構成について、左側にいただいたご意見に該当する「利根川・江戸川河川整備計画（変更案）」における章と節の内容を記載しており、その右の列に論点番号を記載してございます。その右側に意見の概要、さらに右側に関東地方整備局の考え方を記載してまとめております。

まず1つ目は、論点番号1の部分で、「河川整備や水害発生を防止しつつ、河川の持つ多面的機能の発揮が促進されるものでなければならない旨を記載してほしい。」とご意見をいただきまして、関東地方整備局の考え方といたしましては、変更案の1.1において、「利根川水系が自然環境と生態系、憩いと安らぎを与える場になっている」旨を追記しましたと記載をしてございます。資料2の6ページの5段落目を見ていただければと思いますが、論点1と書いており、青塗りされております箇所が、該当する箇所になっており、「利根川水系の河川・湖沼が有する広大な水と緑の空間は、恵まれた自然環境と多様な生態系を育み、首都圏住民に憩いと安らぎを与える場になっている。」と追記してございます。

続いて、論点番号2でございます。『「我が国有数のオオセッカの繁殖地となっており」との記載について、変更原案で削除されているため、記載を検討いただきたい』とご意見をいただきました。こちらについては、ご意見を踏まえまして、「利根川中下流部に、我が国有数のオオセッカの繁殖地となっている」旨を追記いたしました。

続いて、論点番号3ですが、こちらは都県の皆様からいただいたご意見でございまして、「主な洪水の流域平均雨量について、計画対象降雨の継続時間が48時間になったことをふまえ、3日雨量ではなく48時間雨量で記載すべき」とご意見をいただきました。こちらは資料2の30ページの48段落目、44ページの60段落目をご覧ください。下段の部分に青字で記載がされておりますが、48時間雨量で記載しております。

続いて、論点番号の4をご覧ください。「渡良瀬遊水地整備の背景にある足尾銅山や鉍毒被害のような過去の経緯を記載すべき」とのご意見をいただいております。記載箇所について、変更案の方で紹介いたしますと、53ページの63段目の部分における「渡良瀬遊水地の歴史 谷中村廃村と遊水地化」で、鉍毒被害の歴史や谷中村の遊水地化に関する記載をしており、廃村に関する歴史が整備計画の中で触れられております。

続いて、論点番号の5番目でございます。こちらは『水利用についての記述をしていることから「首都圏における社会、経済活動の重要な基盤をなしている。」から「首都圏における社会、経済活動を支える重要な役割を担っている。」に変更してはどうか』といったご意見をいただきました。変更案をご覧ください。56ページの65段落目になりますが、赤字の中に青字で記載を修正しておりまして、「現在では、1都5県の農業用水、水道及び工業用水の供給並びに発電等に利用され、首都圏における社会、経済活動を支える重要な役割を担っている。」と表現を修正してございます。

続いて、論点番号の 6 番をご覧ください。こちらは、「流域治水プロジェクトの具体的な取組である特定都市河川の指定に関して、表現の適正化を図ってほしい。」といったご意見をいただきました。変更案をご覧ください。79 ページの 111 段落目でございますが、青字で修正を加えてございまして、表現の適正化を図っている部分がございます。休泊川等の特定都市河川の指定について、「群馬県知事が特定都市河川に指定し、河川管理者・流域の県及び市町の長・下水道管理者等からなる流域水害対策協議会を組織し、河川改修等の」と文章の表現を修正してございます。

続いて論点番号 7 番をご覧ください。こちらは、流域水プロジェクト 2.0 に更新した旨を記載してほしいといったご意見です。変更案の 78 ページの部分に、ご意見を踏まえて記載をしてございまして、『更には、気候変動の影響により、当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させるために、令和 6 年 3 月に「流域治水プロジェクト 2.0」に更新した』と追記してございます。

続いて論点番号の 8 番をご覧ください。こちらは水質に関して、『酸性流入河川の例として、その他箇所では「遅沢川」から「湯川」に変更しているが、本項では「遅沢川」のままとなっている。』というご意見で、こちらについては、「湯川」に修正をいたしました。

続いて論点番号の 9 番でございます。「土砂収支という観点でモニタリングを実施してほしい。」とのご意見で、こちらについては、関東地方整備局の考え方として、変更案「5.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所、(9) 総合的な土砂管理の推進」の記載を修正してございます。資料 2 の 223 ページ、278 段落目に記載がございまして、(9)では、「山腹崩壊、ダム貯水池での堆砂、河床変動、濁水の長期化、河口砂州の形成、海岸線の後退、河川生態への影響など土砂移動と密接に関わる課題に対処するため、関係機関が連携・調整の上、流域の源頭部から海岸までを一貫した総合的な土砂管理の観点から、国、都県、市区町村及びダム管理者等が相互に連携し、河床材料や河床高、汀線等の経年的な変化だけでなく、粒度分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努め、流域における土砂移動に関する調査・研究に取組む」と修正してございます。

続いて論点番号の 10 番についてです。こちらについては、『「水質については、水質の悪化が著しい区間において、地域住民や関係機関と連携を図り、その改善に努める。』とされているが、流域の取組として実施するべきと考えられるため、「水質の悪化が著しい区間において、」を削除してほしい」とご意見をいただきました。こちらは資料 2 の

125 ページ目、論点 10 と書いてある 183 段落目の文章になりますが、「水質の悪化が著しい区間において」との記載について、「水質については、地域住民や関係機関と連携を図り、水質の保全及び改善に努める」といった記載に修正してございます。

続いて論点番号の 11 をご覧ください。「河川の整備に当たっての考え方を示してほしい」とご意見をいただきましたので、こちらについては、変更案「5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」においてお示ししてございます。資料 2 の 130 ページの 193 段落目をご覧ください。「河川の整備に当たっては、背後地の人口・資産の集積状況、河道や沿線の土地利用状況、現況の河川の状況や今後必要な対策量等も踏まえ、河道掘削による河道配分流量の増大や洪水調節機能の強化等、本支川ともにバランスよく治水安全度を向上させることを方針とした整備を行う。」と記載しております。

続いて論点番号 12、「治水機能増強検討調査の具体を記載してほしい。」とご意見をいただきましたので、記載内容についてご紹介をいたします。資料 2 の 150 ページ、200 段落目でございますが、「①八斗島上流部における治水機能増強検討調査」において、「八斗島上流部における既設ダム等を最大限活用した事前放流や操作方法の見直し、治水・利水の貯水容量の再編等について調査・検討を行い、必要な対策を実施する。また、さらに、洪水調節機能の増強が必要な場合には、既設ダムの放流能力の増強・堤体の嵩上げ、新設ダム等に関する調査・検討を行う。」と記載してございます。

続いて論点番号の 13 でございます。洪水を安全に流下させるための対策、河道掘削等に関するものとなっており、「河道掘削箇所についてモニタリングしてほしい。」、「河川樹木の伐採に関し、広大な面積、長距離を一度に実施すると動植物への影響が大きいから、伐採を行う際は、区間を区切って伐採を行う等、工夫をしてほしい。」、「河道掘削により、河道の断面形状が現況と変更となることから、正常流量への影響が出るのではないか。」とご意見をいただきました。まず 1 点目は、論点 9 に関する内容と同じではございますが、変更案 5.2 で「河床材料や河床高、汀線等の経年的な変化だけでなく、粒度分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努め、流域における土砂移動に関する調査・研究に取り組む」旨を追記しました。

2 点目でございますが、変更案において、「樹木伐採を行う際は、伐採範囲、手順等について有識者等の意見も踏まえて実施する」と記載してございまして、資料 2 における 142 ページの下段、青字の箇所に追記してございます。

続いて、3 つ目の意見でございますが、河道掘削の部分において、「河道掘削前後の水位等を確認し、治水、利水、環境への影響の確認を行う」旨を追記してございます。

続いて論点番号 14 をご覧ください。洪水を安全に流化させるための対策、遊水地及び調整池の洪水調節機能の強化において、「遊水地や調整池については、洪水時の防災機能の向上が優先されるべきだが、施設の整備と併せて環境の保全・創出に関しても記載できないか。」とご意見をいただきました。こちらについては、資料 2、148 ページの 198 段落目の部分でございますが、ご意見を踏まえまして、「整備にあたっては、環境変化に関する調査、検討を行い、良好な河川環境の保全・創出に努める。」旨を記載いたしました。

続いて、論点番号の 15 をご覧ください。(3) 超過洪水対策についてです。「高規格堤防の整備の予定ラインは、地域住民にとって重要な情報であるため示すべき」、「江戸川右岸の高規格堤防整備区間と首都圏氾濫区域堤防強化対策間に挟まれた通常の堤防区間に対し、必要な安全性は有していることは理解しているが、堤防幅が上下流部に比べ狭いことから地域住民が不安を持つことが懸念されるため、何か対策を検討してほしい」、「江戸川下流部における高規格堤防整備には時間がかかることから上流側の整備が先行してしまうことが懸念される。上下流バランスを図った整備を実施してほしい」といったご意見をいただきました。

1 点目の内容については、附図に追記してございます。「洪水対策等に関する施工の場所【江戸川】」の高規格堤防整備予定区域図にて、堤防高さの 30 倍程度の位置で高規格堤防整備の予定の範囲として予定ラインを示してございます。

続いて 2 点目、3 点目でございますが、『江戸川右岸の高規格堤防整備区間と首都圏氾濫区域堤防強化対策区間に挟まれた区間や左岸の通常の堤防区間に対しては、「(1)洪水を安全に流下させるための対策 2)河道掘削等」に記載の「掘削土を活用した堤防拡幅等によるさらなる堤防強化対策」を実施することを検討してまいります。』と考え方をお示ししてございます。

続いて論点番号の 16 をご覧ください。水質改善対策において、『「河川の状況、同等の状況を踏まえ下水道の関連事業や関係機関との連携調整をする」と書かれているが、「上下水道、農業、水産業等の関連事業」となると望ましい。』とご意見をいただきました。こちらは、ご意見を踏まえまして、記載を修正してございます。資料 2 の 171 ページの 220 段落目をご覧ください。「水質については、」といった文章から始まりまして、「河川の利用状況、沿線地域の水利用状況及び河川が動植物の生息・生育・繁殖の場とな

っている状況を踏まえ、上下水道、農業・水産業等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民とも連携しつつ、水質の保全及び改善を図る。」と記載を修正してございます。

続いて論点番号 17 をご覧ください。(2)動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出についてですが、「河川整備にあたり、動植物の生息の場の消失を最小限に抑え、環境への影響の低減することについて検討するべき。」、『利根川上流部の 1～2 行目にかけて、「礫河原、ヨシ・オギ原、瀬・淵、ワンド・たまりの保全に努める」とあるので、2～3 行目は「礫河原、ヨシ・オギ原、瀬・淵、ワンド・たまりが消失する場合」と記載するのではないか。』、「江戸川水閘門について改築と併せての魚道整備を実施することだが、河川環境の整備と保全に関する事項にも追記してほしい。」とご意見をいただいております。

1 点目でございますが、資料 2 の 172 ページ目の 221 段落目です。「環境の保全・創出については、河川改修や維持管理、災害復旧等の中で取り組むとともに、動植物の生息の場の消失を最小限に抑え、環境への影響を低減することを検討し、対応すべき箇所については自然再生事業等を実施するものとする。」と記載をしてございます。

続いて 2 点目でございますが、173 ページの 222 段落目を「河川整備に伴い、礫河原、ヨシ・オギ原、瀬・淵、ワンド・たまりが消失する場合は、環境の創出を図る。」といった記載に修正をいたしました。

続いて 3 点目の江戸川水閘門の記載ですが、175 ページ目の 228 段落目でございます。こちら、青字で記載をしてございますが、「江戸川水閘門において、老朽化対策と併せて耐震補強、魚類の遡上、降下環境の改善を図る。」と追記を行いました。

続いて論点番号 18、「流域水害対策計画に基づく取組も、記載するべきではないか」といったご意見を踏まえまして、資料 230 ページの 291 段落目に青字で「流域水害対策計画に基づく取り組みを推進する」と追記してございます。

続いて論点番号の 19、「地域と川との関係づくりを推進することについて記載してほしい」とご意見をいただきました。こちらについては、230 ページの 293 段落目でございますが、「また、生態系ネットワークの形成、水源地域ビジョンやかわまちづくりの取組等により、地域の経済の持続的な活性化やにぎわいの創出、水源地と下流の自治体間など流域自治体や住民間の連携を図る。実施に当たっては、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供、共有すること等により、河川と流域住民等とのつながりや流域連携を促進し、

河川清掃、河川愛護活動、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境学習等の支援の充実を図る。」といった旨を記載してございます。

続いて、論点番号 20 です。「川と人との歴史を振り返ることによる防災意識を高める活動について記載すべき」とご指摘がございまして、記載している箇所についてご紹介いたしますと、233 ページの 297 段落目でございます。「このため、これまでの川と人の長い歴史を振り返り、先人の智慧に学ぶことが肝要なことから、これまでの治水技術について整理し、保存や記録に努めるとともに、減災効果のあるものについては地域と認識の共有を図り、施設管理者の協力を得ながら、施設の保全・伝承に取り組む。」と記載をしておりましたことをご紹介いたします。

続いて、その他といったところで、「変更河川整備計画の内容について、流域住民へ分かりやすい資料を作成してほしい」とご意見をいただいておりますので、ご意見を踏まえまして、資料を作成しております他、誤字・脱字等の修正を行ってございます。

資料の説明については以上でございまして、資料 2 から 4 については、本日、時間の都合上説明は割愛させていただきますが、先ほど説明した資料 1 を踏まえて、作成した整備計画変更案およびその概要版となります。

以上でございます。

○広域水管理官

ありがとうございました。

関東地方整備局からの資料の説明につきましては、以上となります。

それでは、ご説明いたしました内容に関しまして、各都県の皆様より、それぞれご発言をいただければと思います。時間の都合もございますので、3 分以内でお願いできればと考えております。名簿の順で、初めに茨城県古内様、よろしくお願いいたします。

○茨城県土木部長代理

茨城県河川課の古内でございます。本日は、土木部長が所用のため、代理として出席させていただきます。

本日は、利根川・江戸川河川整備計画の変更内容について、丁寧にご説明いただきましてありがとうございます。また、日頃より本県の河川行政に対しまして、深いご理解と多大なるご支援を賜りますことを重ねてお礼申し上げます。

本県といたしましては、ただいまご説明いただきました内容につきまして、特に異存はございません。

2点ほどお願いがございます。

まず、1点目でございます。近年の気候変動の影響によりまして、災害は頻発化、激甚化しております。流域住民の安全・安心が確保されますよう関係自治体などと十分な調整、また、適時適切な情報共有をいただきながら、着実に治水対策を推進していただきますようお願い申し上げます。

また、2点目でございます。整備にあたりまして、河道掘削により発生した土砂の有効活用など、引き続きコスト縮減に努めていただきますようお願い申し上げます。

以上、お願いとなりましたが、本県としましても、利根川水系の治水安全度向上につながるよう、引き続き、国、市町村などと協力し、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。今後ともご支援、ご協力よろしくお願い致します。

以上でございます。

○広域水管理官

ありがとうございました。続きまして、栃木県細井様、よろしくお願いいたします。

○栃木県県土整備部長代理

栃木県県土整備部河川課長の細井でございます。本日は、県土整備部長の谷が所用のため、出席できませんので、代理で出席させていただいております。

ただ今ご説明のありました変更案につきましては、特に異存はございません。

2点ほどお願いがございます。

1点目は、説明資料にもありました渡良瀬遊水地における越流堤の可動化や、思川、巴波川における堤防の整備、河道掘削などの洪水対策につきましては、県民の安全・安心を確保する上で、非常に重要であると考えておりますので、早期に整備を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それから2点目ですが、当面の進め方についてでございますが、引き続き、関係市町へ説明いただくなど、地元に対する丁寧な説明・対応をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○広域水管理官

ありがとうございました。

続きまして、群馬県後藤様、よろしくお願いいたします。

○群馬県県土整備部長代理

群馬県県土整備部技監の後藤です。別の会議が長引きまして、会議冒頭から参加できず、申し訳ありませんでした。ご発言の機会をいただきましたので、意見を言わせていただきたいと思います。

これまで、利根川・江戸川河川整備計画の変更案につきましては、3回にわたりまして、丁寧なご説明をいただきまして、大変ありがとうございます。また、本県の意見についても変更案に盛り込んでいただきまして、重ねて感謝申し上げたいと思います。

本日ご説明いただいた変更案の内容につきましては、群馬県としては異論がない旨、この場でご意見として回答させていただきたいと思います。

ただ、何点かこの場を借りてお願いがございます。本県では、昨年度に利根川左岸の支川であります休泊川を特定都市河川に指定したところでございます。現在、国土交通省からは利根川上流河川事務所に、また、利根川・江戸川有識者会議座長の清水先生にもアドバイザーとして参加していただいている流域水害対策協議会において、流域水害対策計画の検討を進めているところでございます。

流域の浸水リスク軽減に向けまして、引き続き、国土交通省関係者と連携をお願いしたいと思っております。

また、これまでの会議でも発言させていただきましたが、県民が安心して暮らせるよう、必要な治水対策を早急に進めていきたいと思っておりますので、ぜひ国土交通省の方でも、連携いただければと思っております。

今後実施予定の治水機能増強検討調査につきましては、地元の意見をよく聴いていただきながら、丁寧に進めていただければ大変ありがたいと思っております。

今後も、国土交通省と流域都県の皆様と連携しながら、防災・減災対策に取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ引き続きよろしくお願いいたします。

群馬県からは以上となります。

○広域水管理官

ありがとうございました。続きまして、埼玉県大原様、よろしくお願いいたします。

○埼玉県県土整備部長代理

埼玉県県土整備部河川砂防課の大原と申します。本日は県土整備部長をはじめ、幹部が八潮市内で発生した道路陥没事故の対応で出席が叶わないため、代理で出席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず始めに、連日報道されております八潮市内の道路陥没事故につきまして、国土交通省をはじめ、様々な関係機関の皆様のお力添えをいただきながら、現在、下水道管渠内にあるキャビンの救出に向けて、全庁で対応しているところでございます。特に、関東地方整備局の皆様におかれましては、現地での対応やリエゾン派遣など、本当にありがとうございます。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

また、事故現場の下水道管渠の水量を減らすための緊急措置として、下水を塩素処理の上、春日部市内の水路を通じ、下流の新方川、中川に放流していることにつきまして、東京都をはじめ関係する皆様に引き続きご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本題になりますが、ただ今ご説明いただきました河川整備計画の変更案につきまして、埼玉県として特に異論はございません。詳細な点につきましては、改めて確認させていただきたいと存じますが、この場では埼玉県として2点申し上げさせていただきたいと思えます。

まず1点目でございますが、前回の都県会議において発言させていただきました、江戸川の吉川市にかかる江戸川橋の下流から高規格堤防整備区間までの間の堤防強化対策の検討についてでございます。先ほどご説明いただきました変更案 71 ページ、洪水を安全に流下させるための対策の河道掘削の項目におきまして、掘削土を活用した堤防拡幅等によるさらなる堤防強化対策を検討し、実施するとお示しいただき、ありがとうございます。本県の治水安全度向上のためには、大変重要な対策と考えておりますので、当該区間の上下流の堤防とのバランスを踏まえて、検討を行っていただき、実施いただきますよう、ぜひお願いいたします。

続きまして、2点目でございますが、八斗島上流部における治水機能増強検討調査についてでございます。検討調査につきましては、河川整備計画策定後、速やかに着手していただくとともに、関係機関を含めた十分な情報共有をお願いしたいと思います。

最後に、今後、河川整備計画の策定にあたりましては、地元市町村等の意見に配慮しながら進めていただけますよう、重ねてお願いしたいと考えております。

埼玉県からは以上でございます。

○広域水管理官

ありがとうございました。続きまして、千葉県角田様、よろしくお願いいたします。

○千葉県県土整備部長代理

千葉県県土整備部次長の角田でございます。本日は、部長の四童子が県議会出席のため、代理として出席させていただいております。

ただ今ご説明いただきました変更案につきましては、気候変動の影響が顕著化しつつある昨今の状況を踏まえ、最下流に位置します本県といたしましても、やむを得ないものと考えており、特段の異存はございません。

本県といたしましても、2点ほどお願いがございます。

まず1点目でございますが、今回示された変更案につきましては、印旛沼を調整池として活用した放水路の調査・検討が新たに位置付けられたところでございますが、その調査・検討にあたりましては、関係者に対し、十分な情報共有をお願いするとともに、内水対策にも配慮いただくなど、丁寧に地域の意見を聞きながら進めていただくよう、お願いいたします。

2点目でございます。前回の会議でもご発言させていただきましたが、本県が接する利根川には未だ無堤区間も存在していることから、今回お示しいただいた目標流量が確実に流下できますよう、地域の意見を聞きながら、上下流そして左右岸のバランスにご配慮いただきながら、早期に治水安全度の向上が図られますようお願いいたします。

今後とも、流域治水の推進に向けまして、国や市町村等と連携して取り組んでまいりますので、引き続きご支援、ご協力のほどお願いいたします。

本県といたしましては、以上でございます。

○広域水管理官

ありがとうございます。続きまして、東京都渡辺様、よろしくお願いいたします。

○東京都建設局長代理

東京都建設局長の代理で出席しております、建設局河川部計画課長の渡辺と申します。

本日は関係都県会議を開催していただきまして、ありがとうございます。また、今回ご説明いただいた変更案につきまして、都からの意見を反映していただき、感謝申し上げる次第でございます。

東京都といたしましては、今回の内容につきまして特に異論はございません。

今後につきまして、変更計画に基づく整備にあたりましては、関係者との十分な調整をお願いしたいと思います。

東京都からの発言は以上でございます。

○広域水管理官

どうもありがとうございます。

ご発言に関しまして、整備局よりコメントはありますか。

○河川計画課長

河川計画課長の石田でございます。

皆さん、ご意見いただきましてありがとうございました。今回、異存なしとのことから、この変更案にて進めさせていただければと考えてございます。また、ご意見いただきました通り、情報提供やコスト縮減等の取組にあたっては、事前に調整を図ることを意識して、この変更案に基づいて河川整備を進めてまいりたいと考えてございますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

4. 閉会

○広域水管理官

最後になりますが、河川調査官をお願いします。

○河川調査官

皆様、様々なご意見いただきましてありがとうございます。

本日お示しさせていただきました「河川整備計画（変更案）」につきましては、先ほどいただきました皆様のご意見等も踏まえまして、今後、関東地方整備局にて検討して参りたいと思っております。

改めまして、構成員の皆様におかれましては、3 回の会議にわたり、様々なご意見をいただき、誠にありがとうございます。

明日の有識者会議の結果を踏まえた変更案にて、今後、関係都県知事あてに意見照会させていただきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○広域水管理官

構成員の皆様におかれましては、長時間にわたり、ありがとうございました。本日の議事録につきましては、規約第4条のとおり会議は、原則として公開となっておりますので、都県の皆様にご確認いただいた後、国土交通省関東地方整備局ホームページにおいて一般に公開することといたします。

以上を持ちまして、「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」を終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。